

券面記載事項変更等に係る機械器具購入契約仕様書

1. 品名

(一体型)券面プリントシステムカードプリンタ「Zenius-is2」一式

2. 数量

2 台

3. 納期

令和 8 年 11 月 30 日

4. 納品場所

浦添市役所 市民課内

5. 調達内容

本調達に含む内容は、次のとおりとする。

- (1) 券面プリントシステム専用プリンター
- (2) 券面プリントシステム専用アプリケーション
- (3) 特別永住者証明書及び特定在留カード対応に必要なバージョンアップ等
- (4) 導入時の設定、接続、動作確認
- (5) 操作説明
- (6) 券面プリントシステム保守(5 年間)

6. 特記事項

- (1) 受注者は、納期までに納入できないおそれが生じた場合は、直ちに発注者へ報告すること。
- (2) 納期までに納入できない場合は、契約書の定めに基づき、本仕様書と同等以上の機能を有する代替機を手配すること。
- (3) 代替機の設置、設定、撤去等に要する費用は受注者の負担とすること。

7. 構成

- ・ 券面プリントシステム専用プリンター(以下「専用プリンター」という。)
- ・ 券面プリントシステム専用アプリケーション(以下「専用アプリケーション」という。)

- 券面プリントシステム保守(5 年間)

8. 仕様

8.1 機器(専用プリンター)

(1) 機器寸法

約 205mm(W)×310mm(D)×195mm(H)(突起部を除く)

(2) 電源

AC100V-240V(50-60Hz)、1.8A(電源アダプター)

DC24V、3A(プリンター本体)

(3) インターフェース

USB(1 ポート使用)

(4) 動作環境

温度: 15℃～30℃

湿度: 20%～65%(結露なきこと)

8.2 対応スペックパソコン

次の仕様のパソコンで稼働すること。また、専用プリンターとパソコンを接続するケーブルを付属又は用意すること。

(1) OS

Windows 10、Windows 11(22H2 以上)

(2) メモリ

4GB 以上

(3) .NET Framework

4.6.2 以上

(4) CPU

Intel Celeron 5205U(1.90GHz)以上

8.3 専用プリンター機能

(1) カードプリンタに電源ボタンを有すること。

(2) カードプリンタにワイヤーセキュリティロック(盗難防止用)取付機能を有すること。

(3) カードプリンタにLED ランプを有し、カードジャム、エラー等の状態が一目で確認できること。

- (4) カードジャム発生時に、容易な操作でカードを取り出せること。
- (5) カードスキャン及び IC チップ読取りを、カードプリンタ内部で行える一体型モデルであること。
- (6) 印字後のインクリボンから個人情報を認識しにくくする個人情報保護機能を有すること。

8.4 専用アプリケーション機能

- (1) マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード等の券面印刷に対応すること。
- (2) 対応カードごとに印字入力画面を有し、住所、氏名等を入力することで指定位置に印刷できること。
- (3) マイナンバーカードについては、PIN 番号を入力することで、カードの IC チップから変更内容を読み取ることができること。変更内容はテキスト及び画像に切り替えて使用できること。照合番号は手入力可能であること。
- (4) 住所データの登録及び呼出し機能を有すること。
- (5) 住所データを CSV ファイルから取り込めること。
- (6) 印字文字サイズは 0.1mm 単位で変更可能であり、フォントを任意指定できること。
- (7) 1 行の印字範囲を超えた場合は自動改行し、次行に移行できること。
- (8) 2 行印字をワンクリックで切替えできること。
- (9) 記載年月日の自動印字機能を有し、年月日を任意に変更できること。
- (10) 電子公印又は専用印データを保存し、指定位置に指定サイズで自動押印できること。
- (11) 将来的に電子公印を追加する場合も、技術者の立会いなく、職員が容易にカードごとに設定できること。
- (12) 同一情報を連続して印字できる機能を有すること。
- (13) 誤印字防止策として、正規でない方向で挿入した場合に誤挿入を判定できること。
- (14) マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード等が正規でない方向に挿入された場合、カードを排出する機能を有すること。
- (15) 対応カードごとにサインパネル枠(変更記載部分)を認識する機能を有すること。
- (16) マイナンバーカード挿入時に照合画面を表示し、照合番号の入力により IC チップ内の住所、氏名のテキスト情報及び画像情報を印字内容として使用できること。
- (17) 設定変更のためのパスワード機能を有すること。
- (18) パスワードにより各種設定を修正できること。
- (19) パソコンの入替え又は移設に対応できるよう、設定内容のバックアップ及びリストアが可能であること。

9. 保守体制等

保守費用は契約金額に含むものとする。

9.1 サポートセンター

- (1) 受注者は、保守等効率化のため、「券面プリントシステムサポートダイヤル」を設置し、問合せに対応すること。
- (2) 操作説明、故障問合せ、設置時の設定等、必要な問合せに対応すること。
- (3) 対応時間は、9時から18時までとする。ただし、土日祝日及び年末年始(12月28日から1月4日まで)を除く。

9.2 保証期間及び保守期間

- (1) 保守期間は納入後5年間とする。
- (2) 保証及び保守の対象は、取扱説明書等に従った正常な使用状態において生じた故障又は不具合とする。

9.3 有償対応となる場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、有償対応とする。

- (1) 使用上の誤り又は不適切な取扱いによる故障又は損傷
- (2) 不当な修理又は改造による故障又は損傷
- (3) 納品後の落下、水濡れ、水没等による故障又は損傷
- (4) 火災、地震、異常電圧その他天災地変による故障又は損傷
- (5) 消耗品の交換

9.4 メンテナンス及び代替機対応

- (1) 発注者がサポートセンターに問合せたときは、受注者は障害内容を確認し、必要な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、修理が必要と判断した場合は、速やかに代替機を提供し、交換対応を行うこと。
- (3) 接続のみで利用できるよう、必要な手順書を用意すること。
- (4) 修理対象機器及び代替機の発送費用は相互負担とする。

10. 納品時提出書類

納品時には、次の書類を提出すること。

- (1) 納品書

- (2) 取扱説明書
- (3) 保証書
- (4) 保守連絡先一覧
- (5) 操作手順書
- (6) その他発注者が必要と認める書類

11. その他

- (1) 納入後、正常に動作することを確認すること。
- (2) 発注者職員に対し、機器及びアプリケーションの操作説明を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定める。

以上